

(2) 産学官連携の推進

産学官連携の推進のため、以下の施策を講ずる。

- ① 大学等・公的研究機関においては、産学官連携や知的財産の管理・活用を推進するための体制整備や研究成果の積極的な発信を行うとともに、産学官のマッチングによる共同研究や実用化研究、中小企業と大学等との連携を促進する。
- ② 国の研究機関等は「研究人材流動化促進計画」を策定し、任期制及び公募の適用を促進する。

(3) 研究開発型ベンチャーの振興

研究開発型ベンチャーの創出と育成を推進するため以下の施策を推進する。

- ① 研究開発型ベンチャーの起業時、初期段階における資金を支援するため、
 - ・公的機関によるファンド出資を活用した政策的観点からの集中的・重点的投资と創造支援型ベンチャーキャピタルの育成
 - ・補助金制度の改善・充実（前払い、通年公募、経理事務の合理化等）
 - ・大学・公的研究機関や国家プロジェクトにおける調達の促進（共同研究の成果物を随意契約の活用により調達、技術力を重視した入札）等について積極的に推進する。
- ② 起業家及びその支援者を輩出するため、マッチングファンドの改善と充実や起業教育の普及等の教育環境の整備、税制措置の検討も含め、スピノフ体制の整備を推進するとともに、再挑戦できる環境の整備という観点から、個人保証・連帯保証によらない融資手段の活用や差押禁止財産・自由財産の範囲の拡充、確定拠出年金制度の拡充等を検討する。

- ③ ベンチャー企業の結集による総合的な技術開発の支援やクラスター事業により、総合的な支援を推進する。

(4) 地域科学技術の振興

公共事業依存型の地域発展から、科学技術駆動型の地域経済発展への流れを一層推進するため、以下の点を中心に地域科学技術の振興を図る。

- ① 地域の中堅・中小企業等を中心とした、産学官連携等による多様で優れた実用化技術開発、特に、地域の独自性、特性を活かした研究開発課題等に対する国の支援を推進する。
- ② 「知的技術革新集積（知的クラスター）」及び「地域再生・産業集積（産業クラスター）」の両計画の密接な連携を図りつつ、知的技術革新・産業集積（地域クラスター）の形成を促進する。

(5) 知的財産の戦略的活用

国の先端技術分野等への研究開発投資の拡充に対応し、その成果を国際競争力の強化、社会への還元に結びつけるため、以下のとおり、優れた知的財産の創造・保護・活用を最大限に支援する。

- ① 大学等における効果的・効率的な権利の取得・活用を図るため、適切な特許関連費用の確保、知的財産本部及びTLOの整備推進、知的財産権の原則機関帰属下での知的財産取扱ルールの明確化等、国立大学の法人化も踏まえた抜本的な環境整備を図る。
- ② 国の研究開発プロジェクト等において、研究開発、知的財産権取得、標準化の一体的な推進を図るとともに、我が国発の技術の世界市場への普及を促進するため、国際規格の積極的な開発・提案に取り組む。
- ③ 先端技術分野の技術革新に対応し、審査基準の明確化等により機動的に権利の保護を行う。

- ④ 産業活力再生特別措置法第30条（日本版バイ・ドール条項）を、各府省の全ての委託研究開発制度に適用を拡大し、米国並みの仕組みを導入する。

（6）各府省における研究開発評価システムの改革

各府省は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下「大綱的指針」という。）に基づき、評価に必要な資源を確保して評価体制を整備し、公正さと透明性を確保して評価を実施し、評価結果を資源配分へ反映させる。

各府省が実施する評価に必要な資源の確保と評価体制の整備については、以下の点に取り組む。

① 評価部門への研究経験者の配置

評価実施主体は、評価体制を充実するため、評価部門を設置し、国内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じて配置する。

② データベースの整備

評価者の選任、評価者の評価等の業務の効率化、研究開発の不必要的重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画立案等を図るため、各課題ごとに研究者（エフォートを含む。）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）等を収録したデータベースを構築・管理する。

③ 電子システムの導入

審査業務・評価業務を効率化するため、申請者の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。

（7）研究開発型特殊法人等の改革の推進

平成15年10月以降、新たな独立行政法人の設立又は既存独立行政法人との統合が行われる研究開発型特殊法人等については、法人が果たしてきた役割の重要性を踏まえ、新法人への円滑な転換を図る。

この際、各法人の使命達成と科学技術基本計画に示された

重要政策等の実現を図るため、研究開発のメリハリをつけつつ、その十全な実施を図る。このため、各法人がその目的に沿って必要な研究開発を実施できるよう、適切な措置を講ずる。

また、中期目標の策定に当たっては、科学技術の特性を踏まえた適切な評価指標を用いて目標設定を行うとともに、各種政府方針に示された施策、「競争的研究資金制度改革について」（平成15年4月21日総合科学技術会議決定）に示された制度改革への取組等が確実に実施されるよう、中期目標に必要な事項を定める等適切な措置を講ずるべきである。

さらに、毎年度の評価を踏まえて、法人において研究開発資源の弾力的な配分が行われるようにすることが必要である。

（8）大学改革の推進

平成16年4月から法人化が予定されている国立大学については、これまで我が国の科学技術の振興において、大学が担ってきた役割の重要性に鑑み、新法人への円滑な移行が行われるよう配慮しつつ改革を進める。特に、人事や給与等について競争原理を導入するとともに、研究活動等の大学の特性に考慮した適正な評価を通じて、優れた研究教育機能を確立できるよう資源配分を行うことが重要である。

また、私立大学での研究開発を推進するため、学校法人への寄附促進のための取組等について検討する。加えて、私立大学における優れた研究施設整備に対する補助等について重点配分する。

（9）大学等の施設整備

- ・ 国立大学等の施設については、第2期科学技術基本計画に基づき、5年間に緊急に整備すべき施設に重点を置き、計画的な整備を進めているところであり、平成16年度においても、計画的な整備を着実に実施する。

また、国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関の施設についても着実な整備を推進する。

(10) 知的特区

科学技術関係の構造改革特区については、地方公共団体等からの要望を踏まえた規制緩和の実現等に努めるとともに、申請が認められた構造改革特区については適切な運用が図られるよう、引き続き構造改革特別区域推進本部と連携して推進する。

4. 科学技術関係人材の育成・確保及び科学技術に対する理解の増進

高度な研究能力を持ち国際的に活躍できる研究者や、それらの研究を支える専門家等、「知の時代」に不可欠な科学技術関係人材の育成・確保を、総合科学技術会議と関係府省の連携により進める。

①国際的に活躍できる研究人材の育成・確保

国立大学法人化を契機に、大学・大学院での教育課程を抜本的に改革し、基礎学力のみならず幅広い知識・能力を身に付けた国際的に活躍できる研究者・技術者を育成する。また、競争を活性化する観点から、研究者の流動性を高め、任期制の広範な普及と定着を図るとともに、若手研究者、女性研究者、在外日本人研究者や外国人研究者が活躍できる機会を一層拡大する。さらに、ライフサイエンスと情報通信、ナノテクノロジー、その他の工学との融合領域における人材の育成・確保を推進する。加えて、融合分野での人材育成・研究拠点となる「沖縄科学技術大学院大学」の設置準備を進める。

②科学技術活動を支える専門的人材の育成・確保

科学技術活動を効果的に推進し、事業化等を担う技術経営

(MOT : Management of Technology) 人材の育成を強力に推進する。また、知的財産の専門職大学院の創設や法科大学院の充実等を通じて知的財産に関する専門家の育成を図る。さらに、研究開発の評価、制度の運営を行う研究開発経験者、研究開発型ベンチャーを支える起業支援等の専門家、企業と大学等の連携を仲介・調整する専門家、大学の知的財産活動を推進する専門家、国際標準化に戦略的に取り組む専門家等を育成・確保する。

③科学技術に対する理解の増進

科学技術をわかりやすく国民に伝える人材の育成や科学技術に親しむ機会の拡充を重視する。また、初等中等教育においては、個性や創造性を育み、科学技術の基礎知識及び科学的な思考力の習得を図る。さらに、科学技術に対する人類共通の価値観を形成するための意見交換等の場となる「科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム」の開催に向けた取組を推進する。

5. 重点化及び整理・合理化・削減の進め方

国費を投入して行う科学技術関係施策においては、効果的・効率的な成果の創出が必要であり、当該施策に携わる者は、成果の創出に関して厳しく責任を自覚し、成果を上げるべく改善・努力を続ける必要がある。このために、科学技術システム改革等の各種改革方策を迅速・確実に実施することはもとより、施策の企画に当たっては、その必要性・有効性を厳重に見極め、研究開発課題のスクラップ・アンド・ビルトを含めて、必要な整理・合理化・削減を行う。

その際、新規要求を検討している施策だけでなく、従来からの施策についても、企画(PLAN)、実行(DO)、評価(SEE(check, action))のプロセスの確立をめざし、資源配分に的確に反映させる。

(1) 各府省における取組

「科学技術基本計画」、「分野別推進戦略」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」等に従い、各府省において政策・課題を設定し、それを「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、大綱的指針及び各府省で策定された指針に沿って厳正に評価し、施策の重点化及び整理・合理化・削減を行った上で概算要求に反映させる。

(2) 総合科学技術会議における取組

①研究開発の評価

国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

評価の対象は次のとおりとする。

○大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

○総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

評価の方法は、評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評

価を行う。

また、継続中の研究開発については、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員を中心に各府省等の行った中間評価を取りまとるとともに、必要に応じて精査し、後述の優先順位付けに活用する。

②科学技術関係施策の優先順位付け等

現下の厳しい財政状況において、質の高い科学技術の推進を図るために、「選択と集中」の考え方により、不必要的重複や府省の縦割りによる弊害を排し、研究開発資源を更に効果的・効率的かつ計画的に配分することが不可欠である。そこで、真に重要な施策に研究開発資源を重点的に配分した科学技術関係予算の確保を図るため、平成16年度概算要求において、各府省の科学技術関係施策全体について十分に把握・俯瞰した上で、必要に応じて外部の専門家を活用し、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員を中心として優先順位付けを行う。また、併せて当該施策に係る留意事項をとりまとめる。

独立行政法人等については、業務の実施に当たって自律的・自発的運営が行われることを踏まえるとともに、科学技術政策における重要性と活動規模の大きさに鑑みれば、各法人における科学技術関係業務を国の施策全体と整合して推進する必要がある。そこで、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、独立行政法人等の科学技術関係業務の概要を把握した上で、下記の「1) 対象」のうち、平成16年度の主要なものについて、これら業務の優先度、関連する施策等との重複や連携等について検討して見解をまとめる。なお、この検討に際しては、各法人の特性に配慮するとともに、必要に応じて外部の専門家を活用する。

1) 対象

優先順位付け等の対象範囲は、基本的に、(a)新規施策等、及び(b)概算要求額又は業務規模（見込み）が10億円以上の既存施策等、とする。

ただし、以下の経費に係る施策等については、原則として対象としない。

- ・人件費、調査研究費、制度運営のための管理費
- ・国庫債務負担行為の歳出化経費

なお、対象外とした施策等について、各府省から要望があれば対象とすることを検討する。

2) 観点

優先順位付け等の検討に当たっては、各府省の考え方を十分聴取しながら、分野・事項を横断し、以下の観点を含む総合的な見地から実施する。

○必要性：国にとって必要であり、現時点で国が関与しなければ実施ができないものか。

- ・国が関与する理由
- ・我が国の科学的・経済的・社会的ニーズの反映
- ・国際的視点からの必要性（世界的な研究動向、知的財産の形成、国際市場の創造等）
- ・分野別推進戦略など総合科学技術会議の各種意見具申をはじめとする各種政府方針との整合 等

○計画性：目的を実現するための手段・体制が計画として適切か。

- ・具体的な目標の明示

- ・推進体制の適切性（研究・制度を総括する責任者、産学官の連携等）
- ・関係府省との分担、連携
- ・類似又は関連する施策・業務との分担、連携
- ・実施方法の妥当性（フィージビリティスタディを行うべきではないか等） 等

○有効性：期待される成果を、期間中に得られる見込みがあるのか。

- ・達成すべき目標の妥当性、目標の達成度
- ・必要経費、投資計画の妥当性 等

○効率性：期待される成果は、投資に見合うものか。

- ・費用対効果
- ・期待される成果の科学的、経済的、社会的影響
- ・成果の波及性 等

3) 結果

科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、次の区分で施策の優先順位を付けるとともに、その理由や留意事項を明らかにする。

S：特に重要な施策等であり、積極的に実施すべきもの

A：重要な施策等であり、着実に実施すべきもの

B：問題点等を解決し、効果的、効率的な実施が求められるもの

C：研究内容、計画、推進体制等の見直しが求められるもの

優先順位、その理由及び留意事項については、各府省からの意見を十分聴取した上で、10月中旬を目途に決定し、関係各

大臣に伝達するとともに原則として公表し、総合科学技術会議に報告する。

独立行政法人等については、優先度等の検討結果を踏まえて見解をまとめ、当該法人の主務大臣に伝達、原則として公表し、総合科学技術会議に報告する。

また、優先順位付けの結果を十分に踏まえた予算編成が行われるよう、必要に応じて財政当局と連携を図る等適切な対応を行う。